令和８年度　第２回市長会議次第

令和８年７月２８日（火）１５：００
佐野市　佐野市消防本部

１　開　　会

２　あいさつ
⑴　会長あいさつ
⑵　開催市市長あいさつ
⑶　新任市長あいさつ
⑷　再選市長あいさつ

３　報告事項
⑴　会務報告について　〔資料１〕
①　第 96 回全国市長会議決議　〔資料１－１〕
⑵　外部からの要請・要望等について
①　全栃木教職員組合　〔資料２〕
⑶　各種後援について
①　第 60 回全国ろうあ青年研究討論会 in とちぎ　〔資料３〕

４　協議事項
⑴　令和７年度栃木県市長会歳入歳出決算について　〔資料４〕
※原案のとおり決定
①　令和７年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書　〔資料４－１〕
②　令和７年度栃木県市長会財産に関する調書　〔資料４－２〕
③　監査の意見書　〔資料４－３〕
⑵　令和９年度法令外負担金審議の基本方針（案）について　〔資料５〕
※原案のとおり決定
⑶　栃木県市長会代表役職の推薦について（１団体１役職）　〔資料６〕
※事務局案のとおり決定
①　栃木県社会福祉審議会

５　そ の 他

６　閉　　会

資料１

栃木県市長会会務報告

期　日	種　別	概　要
R8.4.22（水）	第１回市長会議	栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　会務報告について ⑵　市長会長及び副会長の役職について ⑶　全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について 〔協議〕 ⑴　役員・委員の推薦について ①　全国市長会 理　事　那須烏山市長 評議員　足利市長、日光市長、真岡市長 ②　全国市長会関東支部 理　事　那須塩原市長 ③　栃木県市長会代表役職 ア　栃木県都市計画審議会 委　員　小山市長 イ　栃木県公立学校施設整備期成会 理　事　日光市長、小山市長、那須塩原市長 監　事　下野市長 ウ　栃木県国土利用計画地方審議会 委　員　足利市長 エ　(公財) 栃木県市町村振興協会 監　事　日光市長 オ　とちぎ建設技術センター 理　事　真岡市長、下野市長 カ　栃木県農業会議 理　事　佐野市長 キ　保証事業栃木協議会 委　員　さくら市長 ク　栃木県緑の少年団連盟 理　事　さくら市長 ケ　とちぎ木づかい促進協議会 構成員　大田原市長 コ　園芸大国とちぎづくり推進会議 委　員　真岡市長

期　日	種　　別	概　　要
		サ　新とちぎ未来創造プラン評価会議（仮） 委　員　矢板市長 シ　新県立病院基本構想策定委員会 委　員　下野市長 ⑵　県に対する要望について（春季）１３件 ⑶　国に対する要望について ①　全国市長会関東支部提出議案 ②　国に対する要望（新規）７件 〔その他〕 ⑴　栃木県市町村長会議の協議案件について
R8.5.12(火)	要望書(県)の提出	第１回市長会議で決定した県に対する要望１３件について、会長が直接知事と面談し、要望書を提出した。
R8.5.19(火)	全国市長会関東支部役員会	群馬県富岡市「富岡市役所」において開催され、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 ⑴　総会運営について ⑵　都県市長会提出議案の取り扱いについて ⑶　次期役員の予定について ⑷　国民健康保険対策特別委員会委員の推薦について ⑸　地方創生対策特別委員会委員の推薦について ⑹　生活協同組合全国都市職員災害共済会理事候補者の推薦について ⑺　公益財団法人全国市長会館の理事候補者の推薦について ⑻　令和７年度全国市長会関東支部歳入歳出決算について
R8.5.20(水)	第115回全国市長会関東支部総会	群馬県渋川市「ホテル天坊」において開催され、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 ⑴　議案審議 ①　令和７年度全国市長会関東支部歳入歳出決算について ②　令和８年度全国市長会関東支部歳入歳出予算について ③　都県市長会提出議案について ⑵　役員改選 ①　関東支部支部長、副支部長及び監事の選出について ②　関東支部理事の選任について ③　全国市長会副会長、理事、評議員の推薦について ⑶　次期総会主催都県市長会の決定について

期　日	種　　別	概　　要
R8.5.22(金)	栃木県市町村長会議	本会及び町村会提出の協議事項３件他、県提出の協議事項が協議された。 ⑴　市長会・町村会提出協議事項 ①　重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて ②　「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」の事業継続及び拡充について ③　被災者生活再建支援に係る広域連携体制の強化について ⑵　県提出協議事項 ①　大規模災害時における応援体制の構築について ⑶　報告事項 ①　栃木県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定について ②　新たな観光振興財源の検討について ③　地域計画の実現に向けた農用地の大区画化について ④　部活動の地域展開について ⑤　一般家庭向け住宅用防犯設備購入補助事業の新設・拡充について
R8.6.2(火)	秘書担当係長会議	栃木県自治会館において開催し、次の事項について報告・意見交換を行った。 〔報告〕 「栃木県市長会の活動について」 栃木県市長会次長　亀澤　伸也 〔意見交換〕 ⑴　市民栄誉賞の表彰を行うまでの手続きについて ⑵　首長随行における基準について ⑶　秘書課業務におけるDXの取り組み状況について ⑷　市長車について ⑸　市長等スケジュールの公務と私用の判断基準について ⑹　市長のスケジュール管理について
R8.6.9(火)	全国市長会理事・評議員合同会議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　諸会議の開催状況等について 〔協議〕 ⑴　自治功労者の表彰について ⑵　第９６回全国市長会議の日程及び運営について ⑶　第９６回全国市長会議への提出議案の取扱いについて ⑷　第９６回全国市長会議への提出決議案について

期　日	種　　別	概　　要
		⑸　次期役員等の選任について
R8.6.9(火)	全国市長会各分科会	東京都千代田区「ルポール麹町」、「ＪＡ共済ビル」、「全国都市会館」及び「東京ガーデンテラス紀尾井町」において開催され、各支部提出議案が審議された。
R8.6.9(火)	全国市長会市長フォーラム	東京都千代田区「ニッショーホール」において、次のとおり開催された。 〔特別講演〕 「教育は未来への投資～教育からの地方創生～」 教育評論家・法政大学名誉教授・(一社)包括的性教育研究協議会　代表 尾木　直樹　氏
R8.6.10(水)	第96回全国市長会議	次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 ⑴　令和６年度全国市長会決算報告 ⑵　令和８年度全国市長会予算承認 ⑶　各支部提出議案審議経過及び結果報告 ⑷　決議案審議 ⑸　役員改選
R8.6.29(月)	要望書(国)の提出	第96回全国市長会議において決定された決議について、県選出国会議員に対し、要望書を提出した。【資料１－１】
R8.7.15(水)	全国市長会各委員会	行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、決議及び重点提言、今後の運営等について協議した。
R8.7.15(水)	全国市長会理事・評議員合同会議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　重点提言・提言について ⑵　諸会議の開催状況等について ⑶　その他 〔協議〕 ⑴　理事・評議員合同会議及び委員会開催要領（案）について
R8.7.23(木)	天機奉伺	那須御用邸において、大田原市長、事務局が天機奉伺を行った。

資料１－１

栃市長会第７６号
令和８年６月２９日

県選出国会議員　　様

栃木県市長会
会長　佐　藤　栄　一

第 96 回全国市長会議（総会）決議の実現についてのお願い

平素は、県内各市発展のため格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、去る 6 月 10 日開催の第 96 回全国市長会議において決定いたしました決議を送付させていただきます。

・　「原油価格高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議」については、原油価格の高騰等を背景とした物価上昇が住民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、地域経済を守り抜くため、燃料油・石油製品、重要物資の安定供給確保やエネルギー価格高騰対策の継続・強化等について、機動的かつ万全な措置を講ずるよう求めるものであります。

・　「人口減少への対応とデジタル社会の推進による新たな地方創生の実現に関する決議」については、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備・支援や地方におけるデジタル人材の育成・確保等について積極的かつ適切な措置を講じるよう求めるものであります。

・　「都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議」については、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化及び地方分権改革の推進を図るよう求めるものであります。

・　「国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議」については、国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、迅速かつ万全の措置を講じることを求めるものであります。

・　「能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議」については、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、既存の法制等にとらわれることなく、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう求めるものであります。

・　「東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議」については、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに、原発事故が早期に収束されるよう、特段の措置を講じることを求めるものであります。

・　「参議院議員選挙制度改革に関する決議」については、地域の多様な意見が国政に反映されるよう抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築することを求めるものであります。

つきましては、これら決議の実現に向けて特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国市長会
決　　議

令和８年６月 10 日
第96回全国市長会議決定

原油価格高騰等を踏まえた
地域経済対策の充実強化に関する決議

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰等を背景とした物価上昇は、住民生活はもとより、農水畜産業や医療、運輸、製造、建設業など、あらゆる分野に深刻な影響を及ぼしている。

国においては、原油価格高騰への対応として緊急的な激変緩和措置を実施するとともに、石油備蓄の放出や供給源の多角化を通じてエネルギーの安定供給の確保に努めてきたところである。

しかしながら、燃料油や石油関連製品など幅広い生産資材の価格高騰に加え、供給不足への懸念も相まって、事業者を中心に不安が広がっており、とりわけ、地域経済を支える中小企業・小規模事業者は、人手不足等の課題を抱え、既に厳しい経営環境にある中、原材料価格やエネルギーコスト上昇の長期化により、事業継続に向け、厳しい経営判断を迫られている。

よって、国は、住民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、地域経済を守り抜くため、下記事項について、機動的かつ万全な措置を講じられたい。

記

１．燃料油・石油製品、重要物資の安定供給確保

住民生活や経済活動の基盤となるエネルギーの安定供給を確保するため、引き続き、国際的な緊張緩和に向けて外交面を含めあらゆる努力を傾注することはもとより、原油等の調達先の多角化、備蓄の機動的な活用、流通の目詰まり解消などの対策を一層強化すること。

また、燃料油や石油製品等への供給不安を払拭し、買い占めや過度な在庫確保を招くことのないよう、引き続き、正確、迅速かつ丁寧な情報発信に努めること。

２．エネルギー価格高騰対策の継続・強化

電力、ガス、燃料油等のエネルギー価格の高騰の長期化は、家計や地域経済に多大な影響を及ぼしていることから、燃料油の激変緩和措置の継続を含め総合的な負担軽減策を実施すること。

３．物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況や原油価格高騰をはじめとする原材料・エネルギーコスト増による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

４．地域公共交通、物流、製造事業者等への支援

地域公共交通、物流、製造業等、原油価格高騰の影響を強く受ける事業者への資金繰り支援、省エネ設備導入への支援、価格転嫁のための取引適正化、賃上げ環境整備など、事業継続、経営安定化に資する対策を強化すること。

５．農水畜産業への支援

（１）肥料・飼料・燃料をはじめとする農業生産資材等の価格が高騰する中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。

（２）農業用マルチ等の石油由来の生産資材等が安定的に供給されるよう、引き続き、流通構造等の実態把握に努めるとともに、原料メーカーへの働きかけ等必要な対策に取り組むこと。

（３）漁業者の経営継続を確保するため、セーフティネット構築事業の補填基準の緩和や補填額の増額など支援を強化すること。

また、流通段階における優先供給体制の構築を通じて燃油の安定的確保を図ること。

６．医療機関、介護・障害福祉サービス事業者等への支援

（１）医療、介護、障害福祉サービス等の公定価格の分野は、物価高騰や賃上げ等の社会経済情勢に応じて適時価格転嫁できず、厳しい経営状況に直面しており、地域医療を支える公立・公的病院等、大学病院や診療所、また、介護、障害福祉、保育等の各事業者が、地域における社会保障サービスの提供体制を確保できるよう、国において必要な財政支援を講じること。

（２）医療用手袋等の物資の不足によって、医療機関等が影響を受けることのないよう、引き続き、流通構造等の実態把握に努めるとともに、流通の目

詰まりの解消などの安定供給に向けた対策を講じること。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

人口減少への対応とデジタル社会の推進による新たな地方創生の実現に関する決議

我が国において、想定を超えるペースで進む人口減少と出生数・出生率の低下は、担い手不足の急速な進行を招き、インフラや公共交通、買物、医療・福祉など日常生活に不可欠なサービスの維持等の課題を生じさせ、若者・女性の流出、高齢化の進行による地域社会の脆弱化など、地方の置かれている状況は極めて厳しく、都市自治体の存立そのものを揺るがしかねない重要な問題であり、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、人口減少に伴う構造的な人手不足に対応するためには、ＡＩを含むデジタル技術を活用することが不可避であり、デジタル技術の実装により社会変革を進める必要がある。特に、公共サービス等を維持・強化するためには、国・地方公共団体及び民間事業者が連携し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることが求められる。

なお、社会全体へ浸透するＡＩ等の進展、さらには新たな高性能ＡＩの登場によるサイバー攻撃の高度化・巧妙化により、サイバー空間を巡るリスクが急速に変化しており、地方公共団体においても、サプライチェーン・リスク対策を含めたサイバーセキュリティ対策の重要性が高まっているが、地方公共団体単独では導入・運用が困難であり、高度なセキュリティ基盤や専門的サービスの提供などは、国が主導して積極的な支援を行うことが必要である。

あわせて、教育分野におけるＧＩＧＡスクール構想の推進をはじめ、デジタル化の進展を支える多種多様な人材の育成・確保についても、引き続き、積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような中、政府は、令和７年 11 月 11 日に地域未来戦略本部を設置し、同年 12 月 23 日に閣議決定した「地方創生に関する総合戦略」により整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」について本年夏を目処にとりまとめ、施策を追加することで大きく３つの類型のクラスターを推進することとしている。

また、令和７年 11 月 18 日には人口戦略本部を設置し、「我が国最大の問題は人口減少である」との認識の下、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、外国人材との共生等を始めとする人口減少対策を総合的に推進することとしている。

これら施策の推進に当たっては、若者や女性を含む誰もが、自ら選んだ地域で住み続けられる社会の実現、東京一極集中の是正などを目的としてこれまで取り組んできた地方創生の歩みも止めることなく、不断に積み重ねていく必要がある。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

（人口減少への対応による新たな地方創生の実現）

地域未来戦略の推進に当たっては、地域未来交付金や特区制度による規制・制度改革など既存措置の拡充を図ること。また、地場産業成長プランについては、地方の伸び代である可能性を秘めた魅力あふれる地域資源を、都市自治体が最大限活用できるよう、柔軟な制度設計とするとともに、地域のクラスター・地場産業を支える仕組みづくりに必要な支援を行うこと。

さらに、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備・支援、地方への人の流れを大きくする企業の地方移転の推進など、これまで取り組んできた地方創生施策についても地域未来戦略との連続性及び相乗効果を踏まえつつ、各地域の自主性と創意工夫に基づいた未来の成長の糧となる地方の優れた取組を徹底的に支援すること。あわせて、その普遍化を推進し、各地域において実効ある形で定着・発展できるよう、国と地方の役割分担のもと、継続的かつ十分な支援を行うこと。

（デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現）

ＤＸ及びＡＸの推進は、人口減少が進む地方において様々な社会課題の解決や地域の魅力向上を図るうえで極めて有効な手段となり得る。地域経済にとっても、地域における担い手不足や高齢化といった構造的課題への対応に資するとともに、製造業や観光など幅広い分野において業務の効率化と高度化を実現し、若者や女性にも魅力的なものとなるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を行うこと。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方におけるデジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

さらに、全都道府県で市町村と連携したＤＸ推進体制を構築し、市町村が求

めるＤＸ支援のための人材プール機能を確保できるよう、引き続き、必要なノウハウの提供をはじめとした取組推進の支援を行うこと。

また、地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、移行経費について、特定移行支援システム及び一部機能の経過措置の必要性が認められたシステムの移行に要する経費も含め、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。

あわせて、標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加について、創設された補助制度を、今後、運用開始するすべての地方自治体が活用できるようにすること。

さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、引き続き、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づく取組を進めるとともに、都市自治体の実態を把握したうえで、移行前の運用コストを上回る負担額が生じないよう財政措置を確実に講じること。

加えて、国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

（新たな地方創生の実現に向けた財源の充実）

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地域未来交付金については、これまで取り組んできた地方創生施策も継続的かつ安定的に実施できるよう、十分な予算確保を図ること。また、地域未来戦略における地域産業成長プランに係る新たな財政措置を講じ、確実に都市自治体に配分される制度設計とすること。

さらに、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

（外国人の受入れ・秩序ある共生に向けた環境整備）

地方創生の観点も踏まえ、育成就労制度及び特定技能制度については、外国人が地域に根差し、地域の産業振興や持続的発展につながる制度運用とするこ

と。特に、育成就労制度については、転籍が可能となることにより、都市部や大企業に人材が集中することが懸念されるため、各種対策について具体的に提示すること。

さらに、地域の実情を踏まえた受入れ体制が構築できるよう、国と監理支援機関との連携を図り、外国人の受入れに係る情報等を早期に地方自治体と共有する制度を構築すること。

また、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現に向け、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に挙げられている様々な施策について、地域の実情を踏まえつつ、着実に推進すること。

さらに、日本語教室の開催、相談窓口の設置や行政情報の多言語化など、地方自治体等が行っている様々な取組について、国として秩序ある共生を推進する施策と位置付けたうえで、財政措置を含む支援策の拡充・強化を図ること。

これらの外国人の受入れ・秩序ある共生に関する施策を実現するために、国において司令塔機能を強化し、主体的に取り組むこと。

（地域公共交通のリ・デザイン）

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び利便増進やネットワークの再構築、運転手の人材確保に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じるとともに、交通空白の解消に向けて、地域の交通資源等を最大限活用した持続可能で多様な移動手段を確保できるよう、十分な支援を行うこと。

ローカル鉄道の再構築については、まずは国が全国的な鉄道ネットワークの維持に関する考え方を示し、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、主体的に関与・調整すること。

あわせて、ＪＲを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう、経営安定基金の機能の一層の強化や、運行経費の支援など積極的な対策を講じること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよ

う、国として対応を図ること。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は緩やかに回復しているが、中東情勢を背景とした原油価格の高騰や物価上昇、供給制約による経済活動の停滞等が地域の景気を下押しする可能性があり、今後の地方財政を取り巻く環境が厳しいものになることも想定される。

もとより、今日の地方財政は、人口減少対策、地方創生への取組をはじめ、こども・子育て政策の強化、物価高騰への対応、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、インフラ・公共施設等の老朽化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して都市自治体の果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加の一途にあることから、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化、地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（地方一般財源総額の確保）

社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応など、避け難い歳出の増加が見込まれる中、都市自治体が地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化等の重要課題や発注における適切な価格転嫁に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、単独事業を含め、これらに必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額確保すること。

また、地方税は住民生活に欠かせない様々な行政サービスを行ううえで最も重要な財源であり、減税議論も含めた税体系のあり方については、社会保障制度における財源確保の点も踏まえつつ、地方交付税の原資も含め、地方財政への影響等に対し十分配慮すること。

さらに、地方交付税については、引き続き、財源調整機能と財源保障機能を強化するとともに、その総額を確保・充実すること。

加えて、地方債についても必要な総額を確保するとともに、各種課題を踏まえ、要件の緩和や拡充等の見直しを行うこと。

（物価高騰対策等に係る地方財源の確保）

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、原油価格高騰をはじめとする原材料・エネルギーコスト増が地域経済へ及ぼす影響など今後の経済状況を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（給付付き税額控除の制度化に当たっての対応）

給付付き税額控除については、一定の目的の下に国家的観点から新たに創設する制度であることから、国が中心となって実施すること。

給付付き税額控除を早期かつ円滑に実施するためには、執行を担う実施主体を慎重に検討したうえで、実施主体の事務負担を十分に考慮した分かりやすく簡素な制度設計とするとともに、その負担軽減のための適切な支援を行うこと。

また、地方に何らかの協力を求める場合には、負担軽減の観点から、過去における給付付き税額控除に類似する事業と比較し、どのような変更が行われるのか、制度施行後も国として現場の実態を踏まえた定期的な見直しを行うかも含め、事業の仕組みや地方にどのような協力を求めるかなどを国として明確に示したうえで、国と地方の間で十分な協議を行うこと。

さらに、地方が提供する行政サービスに影響が出ないようにするとともに、地方の財政基盤の安定性についても十分配慮すること。

（消費税・地方消費税の確保）

地方消費税を含む消費税については、その４割近くが地方の貴重な税財源であり、地方における社会保障の安定財源の確保とともに、持続可能な地方税財

政基盤を確立していくうえで重要な役割を担っている。今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含めた社会保障財源を確保すること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

令和９年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性や固定資産税の充実確保の観点から商業地等に係る負担調整の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を図ること。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税をはじめとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことにかんがみ、令和 10 年度以後における軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討を行うこととし、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（当分の間税率・環境性能割の廃止に伴う減収への対応）

当分の間税率（軽油引取税・地方揮発油譲与税）の廃止に伴う減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、将来世代への負担にも十分配慮のうえ、国・地方を通じた安定的な財源を確実に確保することとし、安定的な恒久財源確保が完成するまでの間についても、地方の財政運営に支障が生じないよう確実に財源措置を講じること。

また、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の廃止に伴う減収に対しては、代替となる恒久財源を確保するとともに、それが実現するまでの間、国の責任

において財源措置を講じること。

（個人住民税の基礎控除等に係る検討に当たっての対応）

個人住民税の基礎控除等に係る検討に当たっては、地方の意見を踏まえつつ、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、国の責任において代替となる恒久財源を確保することを含めて適切に検討すること。

（地方分権改革の推進）

都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

また、都市自治体からのデジタル化に関する提案については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、提案を積極的に実現すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等については、策定を義務付けず、「努力義務規定」や「できる規定」としていても、これを財政支援等の要件としていることなど、計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和５年３月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。

特に、補助単価等については超過負担が生じないよう、現下の資材価格の高

騰や賃金上昇等を踏まえた見直しを行い、必要な予算額を確保すること。

（こども・子育て政策の強化）

「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとすること。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域間格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国の責任により、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

さらに、物価高騰等の現下の社会経済情勢により、公定価格で運営されている保育施設等は厳しい経営状況に直面していることから、必要な財政支援を行うこと。

加えて、こども誰でも通園制度の本格実施をはじめ保育等の充実が求められており、他業種と比較して低水準である保育従事者等の給与の見直しを含む更なる処遇改善を図るなど、保育等の担い手の確保等に対する必要な措置を講じること。

「０～２歳を含む幼児教育・保育の支援」については、受け入れに必要となる施設や担い手の確保、支援に係る費用負担等の課題を含めた地域の実情を十分に踏まえ検討すること。

（学校給食費の抜本的な負担軽減）

「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」に係る令和９年度以降の財源については、国の責任において安定財源を確実に確保すること。

また、支援の基準額については、地域における物価高騰等の実態を十分に調査のうえ、実情に即した適正な額を設定し、早期に明らかにすること。

（クマ被害対策への支援）

クマ出没時の対応体制を確立し、人とクマのすみわけを実現するため、「クマ被害対策ロードマップ」に基づいて人の生活圏への出没防止及び個体数管理の

強化等の施策を着実に推進するとともに、被害対応の最前線を担う都市自治体に対して、財政措置を含めた十分な支援措置を講じること。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。令和６年に能登半島地震が発生し、被災自治体では懸命な復旧・復興が進められているが、今後も中長期的な取組が続くことが見込まれる。また、全国各地で発生した大雨被害により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されるとともに、昨年９月には今後 30 年以内における南海トラフ地震の発生確率が見直されるなど、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靭化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和７年６月に「第１次国土強靭化実施中期計画」が閣議決定され、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。

さらに、「防災立国」を実現するため、令和８年度中の防災庁設置に向けた準備が進められている。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

１．国土強靭化に向けた取組の充実強化について

（１）令和６年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「第１次国土強靭化実施中期

計画」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

特に、同中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化等の対策が継続して着実に実施できるよう必要な予算・財源を、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映させたうえで通常予算とは別枠で確保すること。

（２）道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き、防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の一層の拡充を図ること。

（３）災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

２．生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

（１）今後、橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設をはじめとしたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、都市自治体が態様に見合った、点検及び維持管理・更新を持続的に実施できるよう、広域連携やＤＸ技術の活用に取り組むとともに、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

（２）上下水道については、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の

更なる推進を図ること。

特に、下水道については、八潮市の道路陥没事故を踏まえ、管路の改築・更新及び緊急修繕等に係る財政措置を拡充すること。

３．地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

（１）国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

また、令和７年 12 月に公表した首都直下地震の被害想定等を踏まえ、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を見直し、被害軽減に向けた対策を強化すること。

（２）津波対策等として、防潮堤や水門など津波等による災害を防止し、又は軽減するための施設を早期に整備するとともに、必要な予算を確保すること。

（３）火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

４．台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

（１）気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

（２）近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

（３）土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード･ソフト両面の充実強化を図るため、

大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

（４）大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

５．防災・減災対策の充実強化について

（１）災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に当たっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。

（２）災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

（３）災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和９年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

（４）地域未来交付金（地域防災緊急整備型）について、避難所の生活環境の抜本的な改善に資する資機材等を計画的に整備できるよう今後も継続するとともに、要件緩和や対象事業の拡充を行うこと。

（５）令和８年度中に設置予定の防災庁を司令塔として、早期に国の専門部隊を派遣するなど、国全体で総合的な災害対応力を発揮するとともに、これまでの災害発生時における現場業務についての国と自治体の役割分担を十分検証し、災害対応力の強化に向けて、その最適化を図ること。

また、市町村は発災直後の緊急性の高い物資等の支援を中心に行い、避難所の生活環境を改善するためのトイレカーなど大型資機材については国や都道府県において調達・確保し、災害時に被災自治体にプッシュ型で貸

与するなど、備蓄体制の整備について自治体の備蓄状況を考慮して総合的に検討し、方針を示すこと。

６．被災地支援の充実強化について

（１）被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

（２）被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。

（３）災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

７．避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議

令和６年能登半島地震の発生から２年５か月が経過し、被災自治体の懸命な取組をはじめ、国や県、全国各地からの支援により、被災家屋の公費解体や災害廃棄物の処理がおおむね完了するとともに、インフラの復旧、災害公営住宅の整備など、復旧から復興に向けた動きが進展している。

しかしながら、本格的な復旧・復興は、令和６年９月に発生した奥能登地域への豪雨災害などによる複合的な被害のほか、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等により、長期化が懸念されており、被災地の人々にとって依然、不安な状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。

よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

さらに、我が国では、その自然条件から、全国各地で地震災害や様々な自然災害が起こり得ることを踏まえ、第１次国土強靭化実施中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靭化等の対策が継続して着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するようあわせて要請する。

記

１．生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

（１）大規模な被害により復旧作業及び地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を与えている幹線道路及び生活道路・橋梁・トンネル等の公共土木施設の早期復旧・復興及び防災・減災につながる工事の規模が甚大な砂防施設の復旧のため、全面的な財政支援措置及び技術的支援を講じること。

（２）地盤隆起等によって甚大な被害を受けた漁港の本格的な復旧には、専門

的な知識を要することから、国において必要な技術的支援を講じること。

２．液状化被害地域の復旧

（１）広範な液状化被害地域の早期復旧を図るとともに、再液状化を防止するため、国による技術的支援のほか、必要な財政措置及び人的支援を講じること。

（２）令和８年１月に策定された「土地境界再確定加速化プラン」の趣旨を踏まえ、側方流動により大きく移動した土地境界の画定について、事業が着実に推進できるよう、必要な財政措置及び人的支援を講じること。

３．被災者の生活支援

（１）被災者生活再建支援金について、「半壊」「準半壊」「一部損壊」世帯への対象の拡大など、被災者の実態に鑑み、財政措置の充実を図るとともに、加算支援金の申請期限を延長すること。

（２）健康増進法に基づくがん検診等の各種検（健）診について、被災者が災害に影響されることなく受診できるよう対応を図ること。

（３）被災者見守り・相談支援等事業の国庫補助率について、発災後５年目以降も地方負担が生じることがないよう支援を継続すること。また、被災者の孤立を防止するため、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移転後も、一定期間支援を継続すること。

（４）令和６年奥能登豪雨に係る被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例措置について、被災年度後２年度分とされている特例措置適用期間を延長すること。

４．専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

（１）応援職員を派遣する自治体や被災自治体の負担を軽減するため、災害対策本部運営支援や家屋調査など、災害救助法の対象外となる職員の短期派遣に係る経費のほか、中長期の派遣職員の受入れに要する経費に対し全額特別交付税措置を講じること。

（２）災害復旧に係る設計・積算・工事監理等を担う技術職員の長期派遣について必要な措置を講じること。

（３）住宅建築及び都市基盤整備において必要となる埋蔵文化財調査等に対す

る全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること。

５．被災児童・生徒等の支援

精神的に不安定な児童・生徒等に対する心のケアなどにより教職員が業務過多となっていることから、教員の加配措置をはじめ、心のケア担当職員やスクールカウンセラーの派遣を継続、拡充すること。

また、震災前とは異なる環境である中で、学校がすべてのこどもの居場所となるよう、学級運営の課題解決を支援する体制を整備すること。

加えて、発達支援に携わる専門職を派遣し、発達に特性のある児童・生徒や保護者の負担の軽減を図ること。

６．災害廃棄物の処理支援

道路不通地域の建物など解体までに時間を要する建物の公費解体について、令和９年度以降も必要な財政支援措置を講じるとともに、災害廃棄物の輸送や処理などに対する人的・技術的支援を継続すること。

また、災害廃棄物処理に係る費用について、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。

７．災害復旧・復興に向けた支援

（１）大規模災害により被災した公共施設等災害復旧に対する一般単独災害復旧事業債の交付税措置率を補助災害復旧事業債並みに拡充すること。

（２）人件費・資材価格の高騰等により、災害復旧事業に係る国の示す基準に基づく積算額と実態とが乖離し、入札の不調等が頻発していることから、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため、実態に基づいた間接費の割り増しを早期に実施すること。

（３）災害復旧に際し、被災自治体が、工事の前払金の資金繰りや金利負担に苦慮することのないよう、補助金の前払いなど、補助金の早期交付に向けた対策を講じること。

（４）小中学校施設の災害復旧事業について、現在地での原形復旧が原則となるが、学校の統合・再編など、被災地の社会的情勢に応じた柔軟な運用とし、被災自治体の財政負担の更なる軽減を図ること。

（５）消防・防災関係施設や社会教育施設などの迅速な復旧のため、災害復旧

事業における事務の簡素化と補助率の嵩上げを行うこと。

（６）住民の避難等により受診患者が激減している被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、十分な財政措置を講じること。

（７）近年の気候変動により、想定を上回る降雨を伴う線状降水帯が頻発し、災害が激甚化していることを踏まえ、災害復旧に係る経費に対する財政措置を充実すること。

また、過去に発生した大雨被害を踏まえた効果的な治水対策や土砂災害防止施設の整備等を行えるよう財政措置を充実すること。

（８）被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営安定等を図るため、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。

（９）被災した下水道管の復旧に伴い実施される水道管の支障移転工事について、補償対象外となる水道管の経年減耗部分の費用負担が、水道事業経営を逼迫する要因となっていることから、激甚災害時においては、支障移転費用の全額が措置されるよう財政支援を拡充すること。

８．避難者の受入を行う自治体等への支援

（１）住み慣れた地域を離れて応急仮設住宅等に入居している被災者の健康状況の確認などの福祉的サポート体制を充実するため、居住自治体に対する人材派遣及び財政措置等を継続すること。

（２）広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、平時から人的支援体制及び財政支援制度の構築を図ること。

９．商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

（１）なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を強化し、負担を軽減するとともに、新店舗や仮店舗への一時移転費用、間接被害事業者への支援など、支援策の拡充を図るとともに、長期的な財政支援措置を講じること。

（２）なりわい再建支援補助金について、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。

（３）産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の上限額の引上げ

や、支給対象期間の延長など、被災した企業の人材確保対策を支援するための措置を講じること。

（４）農林漁業施設や農地、漁港等の災害復旧事業の早期の事業完了に向けて、特段の財政措置及び人的支援を講じること。

10. 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

（１）被災した宿泊施設の事業再開に向け、海岸護岸を含むインフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。

（２）被災地域にある観光施設の復興及び経営の安定化、地域の祭りやイベントの再開に向け、自治体等が行う取組を支援すること。

（３）北陸への観光旅行の需要を回復させるため、旅行支援施策等を継続的に実施すること。

（４）間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11. 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

（１）震災及び豪雨により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図ること。

（２）存続の危機に直面している「輪島塗」と「輪島の海女漁の技術（伝統的漁撈文化）」の卓越性を広く発信し、ユネスコ無形文化遺産の登録を支援すること。また、「輪島塗」の後継者の確保や原材料及び商品の保管施設の整備を支援するとともに、輪島の海女漁の本格的な再開に向けた漁場清掃、漁場環境調査、海藻養殖事業等の取組に対し、新たな支援制度を確立すること。

（３）地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）のうち自然災害による破損等を原因とする用具等整備事業に係る補助対象経費について、令和７年度同様に上限を撤廃すること。

12. 今後の防災対策

（１）防災力の向上のため、緊急物資の備蓄倉庫を兼ね備えた防災拠点施設を整備するとともに、今後整備や更新が必要となる消防関係の施設・設備、

避難所や備蓄倉庫、備蓄物資などを対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、国による弾力的かつ全面的な財政支援措置を講じること。

（２）応急給水について、応急給水車と同様に、応急給水のサポートカーに関係する費用、人件費についても補助対象となるよう財政支援を拡大すること。

（３）災害時の孤立状態を回避するため、高規格幹線道路の整備を促進すること。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

東日本大震災からの復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 15 年が経過し、被災自治体においては復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいるものの、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、令和８年２月現在で、福島県民だけでも約２万３千人もの方々が避難を余儀なくされており、さらには放射線被ばくによる健康被害への不安、風評による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

令和８年度からの第３期復興・創生期間においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、令和５年８月 24 日からＡＬＰＳ処理水の海洋放出を行っているが、引き続き、処理水の海洋放出による水産業等への影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１．復興事業の実態に即した財政支援等について

（１）避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

（２）災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政

的な負担が生じることのないよう見直すこと。

（３）防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。

２．復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

３．東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

（１）原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後、新たに顕在化する課題に対しても、引き続き、国が前面に立って取り組むこと。

（２）「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、第３期復興・創生期間においては、原子力被災地域の実情に応じたきめ細やかな施策の実現に向け、復興の各段階によって生じる様々な課題にきめ細かく対応できるよう、十分な体制を整備するほか、柔軟な制度の運用や見直し、新たな支援制度の創設等に加え、必要な財政支援を講じること。特に、原子力被災自治体が連携し一体となって復興・再生に向けた取組を行っている中で、これら被災自治体の実情を踏まえ、避難解除の時期などにより差を付けることなく支援を行うこと。

（３）除去土壌の県外最終処分については、国全体の課題、国の責任として国民の理解を求め、取組を加速化させるとともに、復興再生利用について検討を進めること。

（４）除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

（５）仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。

（６）福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

なお、令和６年９月に燃料デブリの試験的取り出しが開始されたことにより、廃炉作業に係る中長期ロードマップの最終段階である第３期に入ったが、本格的な燃料デブリの取り出しに当たっては、その実施に伴う安全対策等、多くの課題を抱えていることから、東京電力や関係機関と緊密に連携しながら、中長期ロードマップの改訂等も含め、廃炉完了に向けての具体的な工程等について、スピード感を持って検討を進めること。

（７）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやＡＬＰＳ処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進めること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

（８）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。

（９）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

(10) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続するとともに、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。また、東京電力の「福島復興本社」の十分な体制の確保はもとより、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、誠意ある対応をこれまで以上に徹底させること。

(11) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(12) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(13) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。

(14) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する医療・福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保、初期救急医療体制の再構築や二次救急医療機関への負担軽減に係る財政措置など必要な支援策を講じること。

(15) ＡＬＰＳ処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種ＰＲ事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

４．原子力災害からの復興・再生について

（１）被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。

（２）「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

（３）被災地の観光の振興を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

（４）福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用、ペロブスカイト太陽電池の普及促進及び社会実装等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

加えて、第３期復興・創生期間においても取組を一層加速化させるため、十分な財源を確保すること。

（５）福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構の体制強化、予算の確保を図ること。

（６）被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。

（７）放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めるとともに、遺伝性影響のリスクの詳細な調査分析を行った上で、福島第一原子力発電事故での放射線被ばくと次世代以降の健康影響に因果関係がないことを科学的エビデンスに

基づき情報発信すること。

５．原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所を運営する事業者に対し、国が前面に立ち、地域住民から信頼される運営体制を構築するとともに、原子力発電所の安全対策と防災対策の一層の向上のため、原子力規制委員会による監視と指導を徹底的に行い、その状況を周知すること。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

我が国においては、人口減少問題に対応し、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生などへの取組は、従来に増して喫緊の課題となっており、今こそ地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和７年７月に行われた合区による４度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の４県で、徳島県が３回連続で全国最低の投票率 50.48％を記録し、合区導入前は全国上位だった鳥取県の投票率が全国平均を大きく下回る結果となるなど、合区の導入は、投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。また、今後も人口減少の進展に伴い、合区対象県の更なる拡大も懸念されるところである。

令和元年より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

現在、参議院憲法審査会において、参議院議員選挙における一票の較差について議論が行われているが、地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和８年６月 10 日

全　国　市　長　会

資料２

２０２６年6月１９日

栃木県市長会 様

全栃木教職員組合執行委員長　谷　　秀 夫

教職員の労働基準監督にかかわる要請書

地方自治の発展、住民の福祉の向上、教育条件整備等に対するご尽力に敬意を表します。

私たちは栃木県内の公立学校教職員で組織し、栃木県人事委員会に登録されている職員団体である全栃木教職員組合（略称は全教栃木）です。教職員の勤務条件改善はもとより、教育条件改善等にも取り組んでいます。

ご存じのように、人事委員会を置かない自治体に勤務する非現業の職員に対する労働基準監督は、地方公務員第58条第5項で、地方公共団体の長（以下「市町村長」とします）が行うこととされています。総務省は昨年9月２６日付けで、「『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を 監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために 講ずべき措置に関する指針』の一部改正等について」という文書を発出し、この中でも「特に、〔中略〕県費負担教職員に対する労働基準監督機関は、当該市町村長となることから、当該市町村においては、県費負担教職員の監督に係る庁内の体制（担当部署や担当者の明確化等）や当該監督に係る具体的な方法（調査の実施方法や調査結果を踏まえた対応等）について改めて確認されたい。」とするなど、市町村長が行う労働基準監督権限行使が強く望まれています。

労働基準監督権限行使について、県内では佐野市長から昨年10月1日栃木県教育委員会教育長に対し、休憩時間が与えられずに勤務したことについて、その時間分の賃金支払いを求める文書を発出しました。県教育長から今年2月10、「休憩時間に勤務したことは超過勤務にあたり、教員に対しては超過勤務手当は支払えない」との判断を示しました。（別紙、文書参照）

この事例では、休憩時間を与えなかったことを県人事委員会が認めましたが、こうした「手続き」を経ることなく、市町村長に労基法違反を申告すれば、この事例と同様の措置を行うことはもちろん、地教委と校長に労基法違反としての責任を問うこともできました。

加えて、事務職員については、「36協定」が締結され、その時間分の超過勤務を行うことが認められ、その時間に見合った超過勤務手当が支給されなければなりませんが、協定違反の実態はいくつかの市町で常態化しています。協定を締結せずに超過勤務をさせていた市もありました。労基法だけでなく、労働安全衛生法の運用についても、その体制整備が不十分なところもあります。

貴会として、すべての学校で労働基準法及び藤堂安全衛生法が守られるよう、以下のことについて強く要請します。

記

１．労働基準監督権限が行使できるような体制を早急に整備すること。
２．設置している学校について、法に基づく「臨検」を随時行うこと。
３．違反事例があった場合には、是正を行わせるとともに、是正が行われない場合は司法処分も求めること。

以　上

資料３

後援名義使用許可申請書

令和８年６月２５日

（あて先）栃木県市長会
事務局　御中

申請者 住所　宇都宮市若草１－１０－６
とちぎ福祉プラザ
団体名（一社）栃木県聴覚障害者協会青年部
第60回全国ろうあ青年研究討論会 in 栃木実行委員会
代表者名　　委員長　森　貴裕　印

下記の行事について、後援名義の使用を許可されるよう申請します。

記

１．行事の名称　　第６０回全国ろうあ青年研究討論会 in とちぎ

２．主催者・後援者等名　　主催　一般財団法人全日本ろうあ連盟　青年部
主管　一般社団法人栃木県聴覚障害協会　青年部
後援（予定）　栃木県/宇都宮市/栃木県議会/宇都宮市議会/
栃木県教育委員会/宇都宮市教育委員会

３．行事の趣旨
全国のろう青年が一堂に会して実社会における様々な問題を討論し、その学習を通じて相互の連帯と交流を深め、すべての青年と手をつなぎ合って前進し、私たちろう青年の一人ひとりが平和で明るい人間社会を構築することを目的とする。

４．開催場所・日程
ライトキューブ宇都宮
２０２６年１１月２１日(土)～１１月２３日(月・祝日)

５．参加予定者
３００名

６．広告・賞状等
参加案内書を作成し全国の聴覚障害者協会青年部に展開する。

７．収支予算
７６０万円

栃木県市長会
8.6.25
第75号

資料４

令和７年度栃木県市長会決算の概要について

１　歳入歳出決算の概要（前年度比較）

（単位：円）

区　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１　歳入総額	33,992,721	31,846,233	2,146,488	＋6.7%
２　歳出総額	31,432,647	29,016,996	2,415,651	＋8.3%
３　歳入歳出差引額	2,560,074	2,829,237	△269,163	△9.5%

令和７年度決算は、歳入 33,992,721 円、歳出 31,432,647 円となり、前年度に比べて歳入は約 214 万円余（6.7%）の増、歳出は約 241 万円余（8.3%）の増となった。

歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引額は、前年度から約 26 万円余減の 2,560,074 円となり、全額これを翌年度へ繰越した。

（１）歳　入

（単位：円）

款	予算現額	収入済額	比　較
１　分担金及び負担金	22,400,000	22,377,753	△22,247
２　補助金	8,721,000	8,759,100	38,100
３　繰入金	1,000	0	△1,000
４　繰越金	2,829,000	2,829,237	237
５　諸収入	11,000	26,631	15,631
歳入計	33,962,000	33,992,721	30,721

１款「分担金及び負担金」は各市負担金など、２款「補助金」は振興協会助成金など、３款「繰入金」は財政調整基金繰入金、４款「繰越金」は前年度繰越金、５款「諸収入」は預金利子であり、各款いずれも概ね予算どおりの収入であり、収入済額の合計 33,992,721 円は、予算現額に対して 30,721 円の増となり、収入率は 100.1%となった。

（2） 歳　出　　（単位：円）

款	予算現額	支出済額	不用額
1　会議費	1,585,000	1,114,906	470,094
2　総務費	26,550,000	25,558,208	991,792
3　事業費	2,489,000	1,602,033	886,967
4　諸支出金	3,158,000	3,157,500	500
5　予備費	180,000	0	180,000
歳出計	33,962,000	31,432,647	2,529,353

1款「会議費」は、各種会議の開催費用などであり、支出済額1,114,906円、不用額470,094円となった。不用額の主な理由は、副市長会議において、県女性活躍推進フェローに依頼した講師謝金が見込みを下回ったことなどによるもの。

2款「総務費」は、事務局職員の人件費や事務室賃借料などであり、支出済額25,558,208円、不用額991,792円となった。不用額の主な理由は、市町村総合事務組合への人件費負担金の減やオンラインの活用等により事務費の節減に努めたことなどによるもの。

3款「事業費」は、市長調査研究事業などに係る経費であり、支出済額 1,602,033 円、不用額886,967円となった。不用額の主な理由は、調査研究事業について当初想定していた兵庫県よりも近い愛知県の自治体へ視察となったこと、参加人数が見込みを下回ったことなどによる旅費等の支出が見込みを下回ったことによるもの。

4款「諸支出金」は、一般財団法人地域活性化センター会費や各種団体会費、並びに基金への積立であり、概ね予算どおりの執行となった。

以上の結果、歳出決算は、支出済額31,432,647円で、2,529,353円が不用となり、執行率は92.6％となった。

2　財政調整基金の状況

（単位：円）

前年度末残高（令和6年度末）	年度中の増減			本年度末残高（令和7年度末）
	積立額	取崩額	計	
7,185,214	1,121,000	0	1,121,000	8,306,214

財政調整基金については、概ね予算通りの執行となった。

資料４－１

令和７年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書

	予算額	決算額
歳　入	33,962,000 円	33,992,721 円
歳　出	33,962,000 円	31,432,647 円
歳入歳出差引額		2,560,074 円

令和7年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位:円）

款	項	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		22,400,000	22,377,753	△ 22,247
	1 負担金	22,400,000	22,377,753	△ 22,247
2 補助金		8,721,000	8,759,100	38,100
	1 助成金	8,721,000	8,759,100	38,100
3 繰入金		1,000	0	△ 1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	△ 1,000
4 繰越金		2,829,000	2,829,237	237
	1 繰越金	2,829,000	2,829,237	237
5 諸収入		11,000	26,631	15,631
	1 預金利子	11,000	26,631	15,631
歳入合計		33,962,000	33,992,721	30,721

歳 出

（単位:円）

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
1 会議費		1,585,000	1,114,906	470,094
	1 会議費	1,585,000	1,114,906	470,094
2 総務費		26,550,000	25,558,208	991,792
	1 総務管理費	26,550,000	25,558,208	991,792
3 事業費		2,489,000	1,602,033	886,967
	1 政務費	2,488,000	1,602,033	885,967
	2 自治振興費	1,000	0	1,000
4 諸支出金		3,158,000	3,157,500	500
	1 諸支出金	3,158,000	3,157,500	500
5 予備費		180,000	0	180,000
	1 予備費	180,000	0	180,000
歳出合計		33,962,000	31,432,647	2,529,353

歳入歳出差引額　　2,560,074 円

令和8年7月28日　提出

栃木県市長会

会長 佐藤栄一

令和7年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算事項別明細書

1 歳　入　　（単位:円）

款	項	目	予算現額					収入済額	予算現額と収入済額との比較	備考
			当初予算額	補正予算額	計	節 区分	節 金額			
1 分担金及び負担金			22,400,000	0	22,400,000			22,377,753	△ 22,247	
	1 負担金		22,400,000	0	22,400,000			22,377,753	△ 22,247	
		1 負担金	22,400,000	0	22,400,000			22,377,753	△ 22,247	
						1 各市負担金	18,875,000	18,875,000	0	法令外負担金14市分(人口割 50% 均等割 50%)
						2 人件費負担金	3,525,000	3,502,753	△ 22,247	栃木県町村会からの負担金
2 補助金			8,721,000	0	8,721,000			8,759,100	38,100	
	1 助成金		8,721,000	0	8,721,000			8,759,100	38,100	
		1 助成金	8,721,000	0	8,721,000			8,759,100	38,100	
						1 振興協会助成金	7,460,000	7,460,000	0	地域活性化センター会費、団体活動助成、研修事業助成
						2 全国市長会等助成金	1,261,000	1,299,100	38,100	全国市長会助成金・保険加入促進費
3 繰入金			1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
	1 基金繰入金		1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
		1 財政調整基金繰入金	1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
						1 財政調整基金繰入金	1,000	0	△ 1,000	
4 繰越金			1,560,000	1,269,000	2,829,000			2,829,237	237	
	1 繰越金		1,560,000	1,269,000	2,829,000			2,829,237	237	
		1 繰越金	1,560,000	1,269,000	2,829,000			2,829,237	237	
						1 前年度繰越金	2,829,000	2,829,237	237	前年度繰越金
5 諸収入			11,000	0	11,000			26,631	15,631	
	1 預金利子		11,000	0	11,000			26,631	15,631	
		1 預金利子	11,000	0	11,000			26,631	15,631	
						1 預金利子	1,000	19,046	18,046	普通預金利子
						2 財政調整基金運用利子	10,000	7,585	△ 2,415	定期預金利子
歳入合計			32,693,000	1,269,000	33,962,000			33,992,721	30,721	

2歳　出　　（単位:円）

款	項	目	予算現額						支出済額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額			
1会議費			1,585,000	0	0	1,585,000			1,114,906	470,094	
	1会議費		1,585,000	0	0	1,585,000			1,114,906	470,094	
		1市長会議費	807,000	0	0	807,000			566,975	240,025	
							10需用費	634,000	502,575	131,425	
							13使用料及び賃借料	173,000	64,400	108,600	
		2副市長会議費	697,000	0	0	697,000			496,554	200,446	
							7報償費	279,000	100,000	179,000	
							10需用費	268,000	247,526	20,474	
							13使用料及び賃借料	150,000	149,028	972	
		3秘書担当課長会議費	65,000	0	0	65,000			39,077	25,923	
							10需用費	15,000	2,177	12,823	
							13使用料及び賃借料	50,000	36,900	13,100	
		4秘書担当係長会議費	16,000	0	0	16,000			12,300	3,700	
							10需用費	3,000	0	3,000	
							13使用料及び賃借料	13,000	12,300	700	
2総務費			26,372,000	158,000	20,000	26,550,000			25,558,208	991,792	
	1総務管理費		26,372,000	158,000	20,000	26,550,000			25,558,208	991,792	
		一般管理費	26,372,000	158,000	20,000	26,550,000			25,558,208	991,792	
							2給料	9,106,000	9,086,400	19,600	

款	項	目	予算現額						支出済額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額			
							3 職員手当等	6,528,000	6,527,627	373	
							4 共済費	2,723,000	2,521,755	201,245	
							7 報償費	170,000	170,000	0	
							8 旅費	400,000	234,774	165,226	
							9 交際費	100,000	15,000	85,000	
							10 需用費	175,000	85,378	89,622	
							11 役務費	207,000	163,004	43,996	
							13 使用料及び賃借料	2,169,000	2,105,244	63,756	
							17 備品購入費	1,000	0	1,000	
							18 負担金・補助及び交付金	4,971,000	4,649,026	321,974	
3 事業費			2,489,000	0	0	2,489,000			1,602,033	886,967	
	1 政務費		2,488,000	0	0	2,488,000			1,602,033	885,967	
		1 調査研究費	1,438,000	0	0	1,438,000			1,084,096	353,904	
							8 旅費	684,000	432,040	251,960	
							10 需用費	325,000	223,656	101,344	
							11 役務費	33,000	32,400	600	
							13 使用料及び賃借料	396,000	396,000	0	
		2 研修費	1,050,000	0	0	1,050,000			517,937	532,063	
							8 旅費	617,000	282,800	334,200	
							10 需用費	388,000	204,937	183,063	

款	項	目	予算現額						支出済額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	予備費支出及び流用増減	計	節				
							区分	金額			
							11 役務費	25,000	24,300	700	
							13 使用料及び賃借料	20,000	5,900	14,100	
	2 自治振興費		1,000	0	0	1,000			0	1,000	
		1 情報発信費	1,000	0	0	1,000			0	1,000	
							11 役務費	1,000	0	1,000	
4 諸支出金			2,047,000	1,111,000	0	3,158,000			3,157,500	500	
	1 諸支出金		2,047,000	1,111,000	0	3,158,000			3,157,500	500	
		1 諸支出金	2,037,000	0	0	2,037,000			2,036,500	500	
							18 負担金・補助及び交付金	2,037,000	2,036,500	500	
		2 基金積立金	10,000	1,111,000	0	1,121,000			1,121,000	0	
							24 基金積立金	1,121,000	1,121,000	0	
5 予備費			200,000	0	△ 20,000	180,000			0	180,000	
	1 予備費		200,000	0	△ 20,000	180,000			0	180,000	
		1 予備費	200,000	0	△ 20,000	180,000			0	180,000	
							予備費	180,000	0	180,000	2款1項1目へ充当
歳出合計			32,693,000	1,269,000	0	33,962,000			31,432,647	2,529,353	

資料４－２

令和７年度

栃 木 県 市 長 会
財産に関する調書

栃 木 県 市 長 会

令和７年度　栃木県市長会財産に関する調書

１　財　　産

有価証券

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
とちぎテレビ株券	４，８００株	０株	４，８００株

（※１株：５０，０００円）

２　物　　品

物　　品　　名	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
パネルスクリーン	３　台	０　台	３　台
コートハンガー	１　台	０　台	１　台
冷蔵庫	１　台	０　台	１　台
キャビネット	１１　台	０　台	１１　台
手提げ金庫	１　台	０　台	１　台
ＯＡデスク	１　台	０　台	１　台
テプラ	１　台	０　台	１　台
デスク	４　台	０　台	４　台

物　　品　　名	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
脇　机	2　台	0　台	2　台
椅　子	3　台	0　台	3　台
ラックワゴン	2　台	0　台	2　台
茶器類整理棚	1　台	0　台	1　台
長　机	2　台	0　台	2　台
ロッカー（4人用）	1　台	0　台	1　台
電話機	1　台	0　台	1　台
デジタルメモリーレコーダー	1　台	0　台	1　台

３　基　　金

栃木県市長会財政調整基金

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現　　金	7，１８５，２１４円	1,１２１、０００円	8，３０６，２１４円

○保管状況

預入内訳
（足利銀行　県庁内支店）
￥８，３０６，２１４―（スーパー定期）　令和９年２月１５日満期　0.４％

資料４－３

監　査　の　意　見　書

令和７年度栃木県市長会歳入歳出決算に係わる諸帳簿並びに関係書類について審査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和８年　６月　２５日

栃木県市長会

監　　事　　足利市長　　早川尚秀

令和８年　６月　２５日

監　　事　　矢板市長　　森島武芳

資料５

令和９年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議の基本方針（案）

１　審議にあたって

人口減少や人手不足、地政学リスクの高まり、エネルギー制約、AI をはじめとする技術革新が急速に進む中、国においては、「責任ある積極財政」の下、危機管理投資・成長投資を実行し、日本の中長期的な成長力強化につなげ、「強い経済」を実現していくとしています。

また、県内市町においても、物価上昇によるコスト増など厳しい財政状況の中で、地方創生２．０の推進、防災・減災・国土強靭化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、様々な課題への取組が必要となっています。

このような状況の中、令和９年度の法令外負担金審議にあたっては、各団体に対して、自立した団体運営について検討を促すことはもとより、各市町において、各団体の事業の必要性や効率性等について評価を行うとともに、物価上昇によるコスト増などに対する市町負担の必要性も精査し、市町負担金の適正化を図るものとします。

２　これまでの経過

定率減額や前年度決定額を限度額とする抑制措置をはじめ、各団体の事業内容等の精査を重視した事業評価などを基に、負担金の減額、廃止等を行い、適正化を図ってきました。

※　別紙「法令外負担金の推移」参照

３　基本方針

法令外負担金申請団体においては、自立した団体運営を基本に、創意工夫を図りながら、効率的な事業実施と適正な負担金の申請を行う必要があります。

令和９年度の法令外負担金審議にあたっては、原則、前年度決定額を基準とします。なお、物価上昇によるコスト増が、安易に市町負担金に転嫁されることがないよう、自助努力による事業（運営）の実施方法の見直しや工夫、繰越金・財政調整基金の充当等について十分に検討のうえ、市町負担金が申請されているか精査します。

さらに、各団体の事業等の評価を行うため、各市町への事前アンケート調査結果を考慮し、法令外負担金の適正化を図るものとします。

※　具体的には「令和９年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議要領」を参照のこと

別紙

法令外負担金の推移

◇過去の推移（H28～R8）

申請団体数　　３９団体（H28）⇒　　３２団体（R8）　　△７団体

負担金額　61,156,000円（H28）⇒ 59,909,800円（R8）　△1,246,200円（△2.0%）

年度	経過	審議対象団体数	負担金額 計	負担金額 市町	対前年比（%）
令和８	・原則、前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体に県補助について文言を付した。	３２	59,909,800	49,507,650	10,402,150	△ 0.9 / △ 1.0 / △ 0.7
7	・原則、前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体に県補助や団体の運営等について文言を付した。	３４	60,478,900	50,007,750	10,471,150	1.1 / 1.0 / 1.3
6	・原則、前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体に事業の在り方について文言を付した。	３５	59,843,900	49,502,200	10,341,700	4.9 / 4.9 / 4.9
5	・前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・コロナ禍により増加した繰越金等の活用が見込めることから3団体の負担金を減額し、2団体の負担金を全額認めないこととしたほか、全団体に市町の負担軽減等に係る意見を付した。	３５	57,059,900	47,200,500	9,859,400	△ 7.2 / △ 7.3 / △ 6.7
4	・前年度決定額を上限とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・2団体に事業の在り方等に係る文言を付したほか、全団体に市町の負担軽減等に係る意見を付した。	３５	61,511,600	50,942,600	10,569,000	△ 1.0 / △ 0.9 / △ 1.3
平成２８	・前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体の負担金を減額し、4団体に事業の在り方や繰越金の削減等の改善策を求めた。	３９	61,156,000	50,452,600	10,703,400	10.7 / 9.0 / 18.5

※　市町村関連総括表より(平年度事業のみの金額であり単年度事業は含まない。)

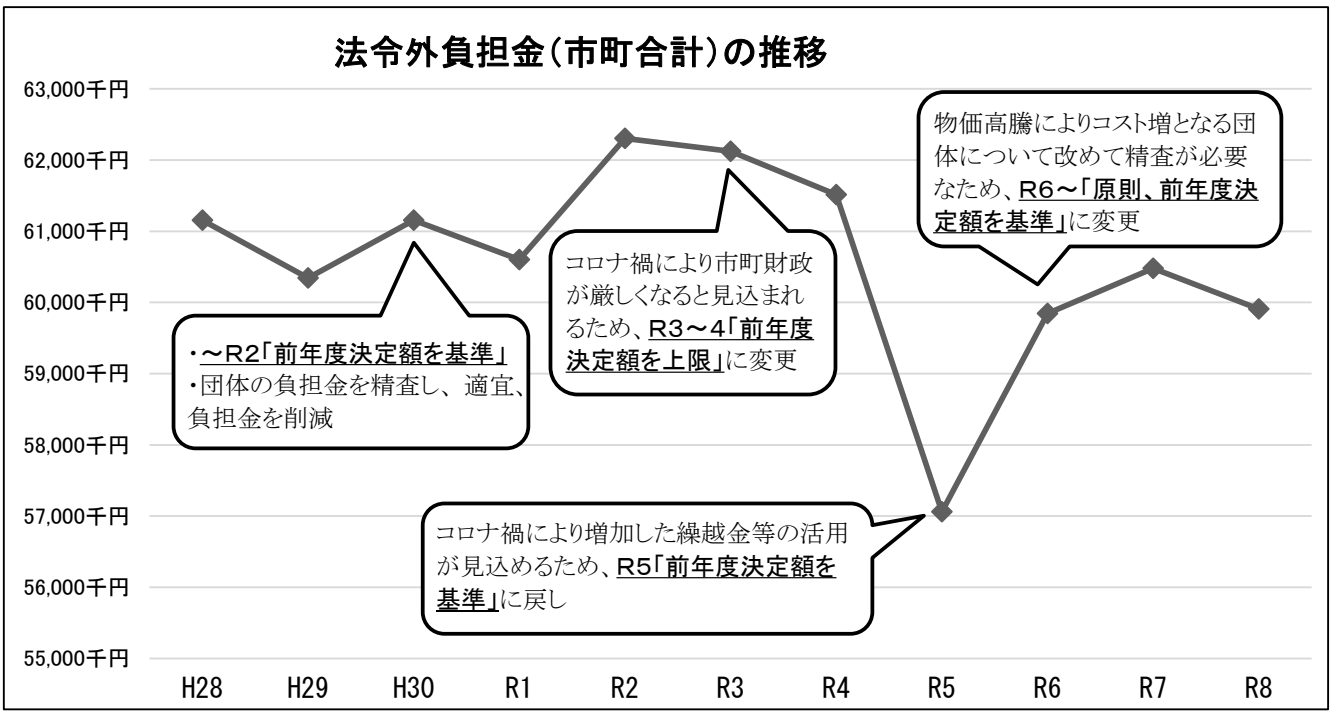

令和９年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議要領（案）

令和９年度の法令外負担金については、「令和９年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議の基本方針」に基づき、各団体においては、自立した団体運営を基本に、効率的な事業実施と適正な負担金の申請を行うことはもとより、各市町において、各団体の事業の必要性、効率性、効果、コストの妥当性等について評価を行うとともに、物価上昇によるコスト増などについて対応の必要性を精査し、市町負担金の適正化を図るものとする。

１　審議対象は、原則として県単位の団体で、その経費の全部又は一部について市町に負担を求めようとする団体とする。

２　現下の市町財政の状況に鑑み、次に該当する団体は、負担金の廃止・縮小を検討する。

(1) 予算額（財団・社団・公法人にあっては、負担金充当事業の予算額）に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費（個人）収入がある団体
(2) 県が負担金・補助金を削減した団体
(3) 繰越金等が累積増加している団体
(4) 事業が縮小傾向にあり、必要性が少なくなっている団体
(5) 社会情勢や環境変化等に対応した事業効率化が滞っている団体
(6) その他、審議において必要とされた団体

３　団体の事業に係る経費について、次に該当すると見込まれるものは負担の対象外とする。

(1) 国又は県が市町のみに負担転嫁させている経費
(2) 研修視察旅行の経費及び多額の食糧費、旅費等
(3) 職員の表彰等の経費
(4) 県及び市町職員に対する餞別、慶弔及びこれに類する経費
(5) 申請団体が他の団体へ出す助成金等

４　令和９年度の市町負担金については、**原則、前年度決定額を基準**とする。

・　特に、負担金増額申請団体においては、自助努力による事業（運営）の実施方法の見直しや工夫、繰越金・財政調整基金の充当等についても十分に検討のうえ、市町負担金が申請されているか精査することとする。
・　市町負担額の単位は百円以上とする。

５　団体が負担金を求めようとする市町については、令和９年４月１日現在の市町とする。

６　負担金の算出基礎は、次によるものとする。

(1) 人口・世帯数にあっては令和７年国勢調査速報値とする。
(2) 児童・生徒数にあっては令和７年度学校基本調査報告書とする。
(3) 施設数等を算出基礎とする場合は、令和８年度末の施設箇所数等（データがない場合は令和７年度末）を基礎とする。
(4) その他のものにあっては、直近の統計資料を用いるものとする。
(5) (1)から(4)までに該当しないものは、従前の算出基礎を用いるものとする。

令和９年度法令外負担金審議日程（案）

◇　審議方針（案）を各市町へ意見照会　７月１日（水）

◇　審議方針協議

・町村会　　７月１３日（月）（正副会長会議）

・市長会　　７月２８日（火）（市長会議）

（７月３日（金）秘書担当課長会議）

◇　各団体あて申請通知送付　　７月３１日（金）

◇　各団体からの申請締切　　８月３１日（月）

団体調書・申請書等の資料取りまとめ

◇　各市町へ調査　　９月１０日（木）

◇　各市町調査締切　　９月２５日（金）

◇　申請団体ヒアリング　１０月上中旬

◇　幹事会　　１１月２４日（火）

◇　最終審議

・市長会　　１月１９日（火）（市長会議）

・町村会　　１月１５日（金）（町村長会議）

◇　各団体へ結果通知　１月２２日（金）（予定）

資料６

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和8年7月28日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年（～令和10.4市長会議）							○							
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和10.6）						理	理				理			監
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
7	栃木県国土利用計画審議会	委員	３年（～令和11.6）		○												
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年（～令和10.6）											○			
		監事	２年（～令和10.6）						○								
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年（～令和10.6）						監			評				評	
		理事	２年（～令和10.6）								○						○
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	（一社）栃木県農業会議	理事	２年（～令和10.6）				○										
22	保証事業栃木協議会	委員	２年（～令和10.6）												○		
23	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年（～令和10.7）												○		
24	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年（～令和10.4市長会議）									○					
25	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
26	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年（～令和10.4市長会議）								○						
27	新とちぎ未来創造プラン評価会議	委員	５年（～令和13.3）										○				
28	新県立病院基本構想策定委員会	委員	３年（～令和11.3）														○

◎改選となる役職

10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										

○代表役職の就任数	0	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	4

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数　⇒　５つ以内とする。
　ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

代表役職が、４つ以内の市長の希望を確認する。

①１市の場合　　⇒　希望市に決定

②複数市の場合　　⇒　希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

③希望市なしの場合　⇒　５つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
（副会長は、建制順によらず最後とする。）

◆任期のない役職については、２年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則　この取決めは、平成１２年１０月６日から適用する。
　　ただし、任期のない役職については、平成１３年度から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年１月１５日から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年８月４日から適用する。

附則　この取決めは、平成１６年４月１３日から適用する。

附則　この取決めは、令和６年４月２５日から適用する。

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和8年7月28日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年（～令和10.4市長会議）							○							
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和10.6）						理	理				理			監
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
7	栃木県国土利用計画審議会	委員	３年（～令和11.6）		○												
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年（～令和10.6）											○			
		監事	２年（～令和10.6）						○								
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年（～令和10.6）						監			評				評	
		理事	２年（～令和10.6）								○						○
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	（一社）栃木県農業会議	理事	２年（～令和10.6）				○										
22	保証事業栃木協議会	委員	２年（～令和10.6）												○		
23	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年（～令和10.7）												○		
24	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年（～令和10.4市長会議）									○					
25	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
26	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年（～令和10.4市長会議）								○						
27	新とちぎ未来創造プラン評価会議	委員	５年（～令和13.3）										○				
28	新県立病院基本構想策定委員会	委員	３年（～令和11.3）														○

◎改選となる役職

10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）		○												

○代表役職の就任数	0	4	3	2	4	3	3	3	3	3	3	3	4

役職の団体設置根拠・目的について

№10　栃木県社会福祉審議会

○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（地方社会福祉審議会）

第７条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第１項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

２ 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見
を具申するものとする。

○栃木県社会福祉審議会条例

（設置）

第１条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第７条第１項に規定する事項を調査審議する合議制の機関として栃木県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

（任期）

第３条 委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。